平成２７年（フ）第７４４号
千葉県浦安市北栄３丁目19番47―202号　ルシール１
債務者　髙楯　健吾
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７４７号
千葉県市川市北方町４丁目1687番地
債務者　永松　聡美
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７９１号
千葉市中央区道場北２丁目18番15―103号
債務者　羅猛須　ローリスこと　ラモス　ローリス　トゥインクル　ファブロ
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８２２号
千葉市中央区若草１丁目１番１―306号
債務者　宮島　有子
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８３６号
千葉県船橋市習志野台６丁目14番１―217号
債務者　長沼　健二
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８５２号
千葉県市原市国分寺台中央３丁目10番地２　ジュネス弐番館103
債務者　野口　康雄
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８６２号
千葉県船橋市西船１丁目22番８号
債務者　多田　裕嗣
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８６４号
千葉県市原市中高根1359番地の８
債務者　齋藤美佐枝
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８７１号
千葉県市川市鬼高２丁目10番１―201号　（Ａ Ｋレジデンス）
債務者　清水真理子（旧姓千葉・中居・吉田）
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８８６号
千葉市稲毛区小仲台３丁目８番２―401号
債務者　並木　輝夫
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８９９号
千葉県船橋市南三咲３丁目30番１棟307号
債務者　堤　　弘美
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３４０号
新潟市北区太田2691番地１
債務者　佐藤　雄二
1　決定年月日時　平成27年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３４５号
新潟県燕市吉田東町13番17号　アリス吉田第２―２号館　101号
債務者　齋藤　美月
1　決定年月日時　平成27年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３５２号
新潟市中央区姥ヶ山１丁目９番23号
債務者　酒井　孝之
1　決定年月日時　平成27年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２３８号
山梨県甲府市大里町1237番地　ハイツ豊石Ⅱ102号室
債務者　長倉　　亮
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２１４号
長野県松本市蟻ケ崎４丁目１番29号　サンハイツ205
債務者　高橋　未央
1　決定年月日時　平成27年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第３６号
静岡県賀茂郡河津町峰466、住民票上の住所　静岡県賀茂郡河津町笹原87番地の24
債務者　西川　聰子（旧姓北原）
1　決定年月日時　平成27年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
静岡地方裁判所下田支部